

○輪島市立図書館等整備検討委員会条例

(令和4年12月16日条例第31号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、輪島市立図書館及び輪島市文化会館の整備に関する調査及び審議を行うため、輪島市立図書館等整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、輪島市立図書館及び輪島市文化会館の整備について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定めるものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長がともにないときは、市長がこれを招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(輪島市本庁舎等整備審議会条例の廃止)

2 輪島市本庁舎等整備審議会条例(平成29年輪島市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。